

熊本市上下水道局私道に対する公共下水道布設取扱要綱

制定	平成 7 年	1 月 23 日	市長決裁
改正	平成 21 年	4 月 1 日	上下水道事業管理者決裁
	平成 22 年	9 月 9 日	上下水道事業管理者決裁
	平成 25 年	4 月 1 日	上下水道事業管理者決裁
	平成 30 年	4 月 2 日	上下水道事業管理者決裁
	令和 5 年	3 月 7 日	上下水道事業管理者決裁

(目的)

第1条 この要綱は、私道内に公共下水道を布設するための基準を定め、公共下水道を普及させることにより、公共用水域の水質保全を図り、もって本市の公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(布設対象)

第2条 公共下水道を布設することのできる私道は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の処理区域内又は公共下水道事業計画の予定処理区域内に存するもので、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 私道の両端又は一端が、公共下水道が設置されている道路（公共下水道の設置に係る工事の契約が締結されたものを含む。）に接続されていること。
- (2) 私道の形態が明確かつ分筆され、地目が公衆用道路であること。
- (3) 公共下水道の布設及び維持管理において、家屋等への影響がない道路幅員を有すること。
- (4) 私道に面する土地が2筆以上あり、かつ1戸以上の建物が建っており、又は、建築予定であること。
- (5) 公共下水道の設置又は維持管理について、所有権者等全員が同意していること。ただし、所有者不明土地がある等管理者が別に定める場合は、この限りではない。
- (6) 公共下水道が存置する期間、無償で使用できるもの（権利を移転する場合にあっても同様とする。）であること。
- (7) 開発区域内道路にあつては、開発完了後3年を経過していること。

(申請)

第3条 公共下水道の布設を希望する者は、あらかじめ公共下水道布設事前調査依頼書（様式第1号）を提出の上、次に掲げる書類により上下水道局（以下「局」という。）へ申請するものとする。

- (1) 公共下水道布設申請書（様式第2号）
- (2) 私道敷の土地所有者承諾書（様式第3号）及び印鑑登録証明書
- (3) 私道及び公共下水道布設部分の位置図（様式第4号）
- (4) 公共下水道布設申請人名簿（様式第5号）
- (5) 私道の字図及び登記簿謄本（全部事項証明書に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、局が必要と認める書類

(路面の復旧)

第4条 前条の規定による申請（以下「申請」という。）を受け行った公共下水道布設工事後の路面は、熊本市上下水道局（以下「局」という。）において原形復旧するものとする。

(維持管理)

第5条 申請を受け布設した公共下水道の維持管理は局が行い、当該公共下水道が布設されている私道の所有者はこれに協力するものとする。

2 申請を受け公共下水道が布設された私道の維持管理は、所有者が行うものとする。

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。
- 2 私道に対する公共下水道布設要綱（昭和53年7月24日制定）は廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後の申請に係るものから適用する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの要綱による改正前の熊本市上下水道局私道に対する公共下水道布設取扱要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた申請その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 旧要綱の規定により行った公共下水道布設工事（以下「工事」という。）で、施行日においてしゅん工していないものに係る工事後の路面の復旧については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に旧要綱の規定により行った工事により布設された公共下水道及び当該公共下水道が布設されている私道の維持管理については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

熊本市上下水道事業管理者 宛

連絡先

なお、別添公共下水道布設希望申請人名簿の署名者は、「熊本市上下水道局私道に対する公共下水道布設取扱要綱」の規定を遵守します。

記

1. 申請場所 : 熊本市 区 地内
2. 布設希望戸数 : 戸
3. 布設希望者数 : 名

令和 年 月 日

土地所有者承諾書

熊本市上下水道事業管理者 宛

土地所有者（自署）

住 所

氏 名

実印

当該土地（私道）の公共下水道布設に対して、下記の条項を誓約致します。

記

1. 私道の地番

熊本市 区 -----

2. 誓約条項

- （1）下水道工事及び維持管理あるいは、完了後に上下水道局が施工する下水管、公共枿の増設工事等について、制限は行わないものとする。
- （2）使用期間については、公共下水道の存置期間とする。
- （3）土地の使用料は無償とする。
- （4）公共下水道の布設替え、撤去又は廃止を必要とするときは、事情変更申請手続きにより熊本市上下水道事業管理者の承認を受ける。
これらに要する費用については原因者が負担する。
- （5）公共下水道の布設に伴う地下埋設物の移設について同意する。
- （6）当該土地の所有権を譲渡する場合は、誓約条項全てを譲受人に継承させ、熊本市上下水道局及び公共下水道利用者に迷惑及び損害を生じさせない。
- （7）公共下水道布設に伴い他地下埋設物の移設、布設替をする場合も上記事項について同意する。

令和 年 月 日

土 地 所 有 者 承 諾 書

熊本市上下水道事業管理者 宛

土地所有者（自署）

住 所

氏 名

実印

当該土地（私道）の公共下水道布設に対して、下記の条項を誓約致します。

記

3. 私道の地番

熊本市 区 -----

4. 誓約条項

- （1）下水道工事及び維持管理あるいは、完了後に上下水道局が施工する下水管、公共枿の増設工事等について、制限は行わないものとする。
- （2）使用期間については、公共下水道の存置期間とする。
- （3）土地の使用料は無償とする。
- （4）公共下水道の布設替え、撤去又は廃止を必要とするときは、事情変更申請手続きにより熊本市上下水道事業管理者の承認を受ける。
これらに要する費用については原因者が負担する。
- （5）公共下水道の布設に伴う地下埋設物の移設について同意する。
- （6）当該土地の所有権を譲渡する場合は、誓約条項全てを譲受人に継承させ、熊本市上下水道局及び公共下水道利用者に迷惑及び損害を生じさせない。
- （7）公共下水道布設に伴い他地下埋設物の移設、布設替をする場合も上記事項について同意する。

令和 年 月 日

土 地 所 有 者 承 諾 書

熊本市上下水道事業管理者 宛

土地所有者（自署）

住 所

氏 名

実印

当該土地（私道）の公共下水道布設に対して、下記の条項を誓約致します。

記

5. 私道の地番

熊本市 区 -----

6. 誓約条項

- （1）下水道工事及び維持管理あるいは、完了後に上下水道局が施工する下水管、公共枿の増設工事等について、制限は行わないものとする。
- （2）使用期間については、公共下水道の存置期間とする。
- （3）土地の使用料は無償とする。
- （4）公共下水道の布設替え、撤去又は廃止を必要とするときは、事情変更申請手続きにより熊本市上下水道事業管理者の承認を受ける。
これらに要する費用については原因者が負担する。
- （5）公共下水道の布設に伴う地下埋設物の移設について同意する。
- （6）当該土地の所有権を譲渡する場合は、誓約条項全てを譲受人に継承させ、熊本市上下水道局及び公共下水道利用者に迷惑及び損害を生じさせない。
- （7）公共下水道布設に伴い他地下埋設物の移設、布設替をする場合も上記事項について同意する。

令和 年 月 日

土 地 所 有 者 承 諾 書

熊本市上下水道事業管理者 宛

土地所有者（自署）

住 所

氏 名

実印

当該土地（私道）の公共下水道布設に対して、下記の条項を誓約致します。

記

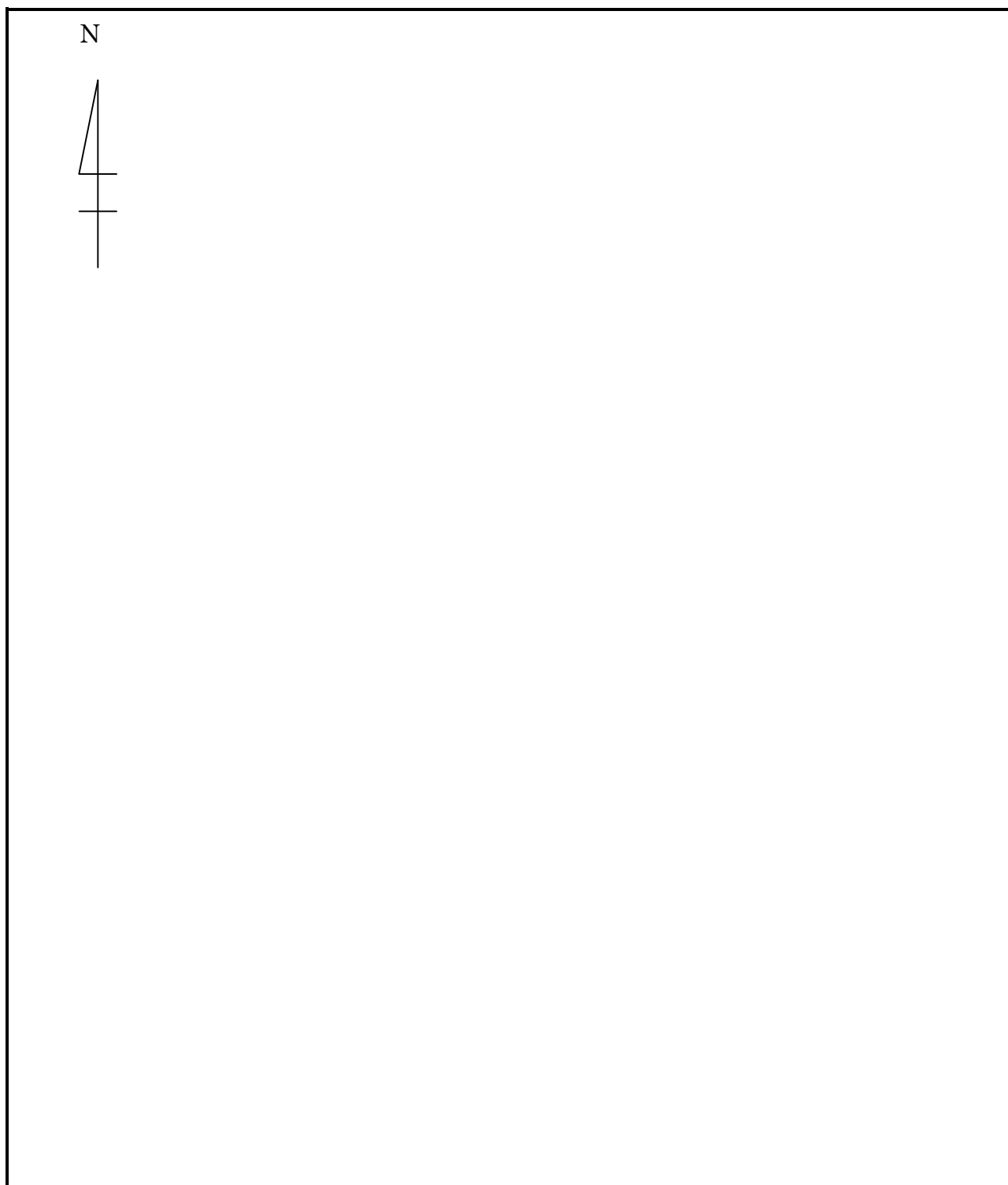
7. 私道の地番

熊本市 区 -----

8. 誓約条項

- （1）下水道工事及び維持管理あるいは、完了後に上下水道局が施工する下水管、公共枿の増設工事等について、制限は行わないものとする。
- （2）使用期間については、公共下水道の存置期間とする。
- （3）土地の使用料は無償とする。
- （4）公共下水道の布設替え、撤去又は廃止を必要とするときは、事情変更申請手続きにより熊本市上下水道事業管理者の承認を受ける。
これらに要する費用については原因者が負担する。
- （5）公共下水道の布設に伴う地下埋設物の移設について同意する。
- （6）当該土地の所有権を譲渡する場合は、誓約条項全てを譲受人に継承させ、熊本市上下水道局及び公共下水道利用者に迷惑及び損害を生じさせない。
- （7）公共下水道布設に伴い他地下埋設物の移設、布設替をする場合も上記事項について同意する。

私 道 及 び 公 共 下 水 道 布 設 部 分 の 位 置 図



- (注) (1) 各戸の土地所有者、建物所有者及び地番を記入すること。
(2) 公道と私道の区分を明らかにすること。
(3) 私道の幅員及び延長を記入すること。

公 共 下 水 道 布 設 申 請 人 名 簿

	住 所	氏 名	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

※原則として、自署